

**来年4月に
保育所入所を希望
される乳幼児の
保護者の皆様へ**

来年4月からの保育所入所を希望される乳幼児の保護者の方へ11月上旬から支援課及び保育所(園)で入所申込書をお渡しします。

なお、今年度途中の入所申込みについては、随時、支援課で受け付けています。

問合せ 支援課支援第一係(☎371・7218)

**来年4月に
小学校へ入学される
新1年生の
保護者の皆様へ**

来年4月に小学校へ入学するのは、平成16年4月2日、平成17年4月1日に生まれた児童です。

入学用の用紙は、10月20日ごろに郵送しますので、11月2日(火)までに指定の小学校に提出してください(土・日曜日を除く)。用紙が届かない場合は、市民窓口課へお申し出ください。

なお、来年、中学校へ入学される方の入学手続きなどは1月です。

問合せ 入学届に記載のある指定の小学校または市教育委員会調査課(☎22・3772)

**下京区民健康づくり教室
ふれあい歴史ウォーキング**

区民相互のふれあいと健康な身体づくりを目的として「ふれあい歴史ウォーキング」が開催されます。

区内にある新道組ゆかりの地を訪ねながらのウォーキング。マップにスタンプを3つ集めてゴールした先着150人の方に記念品をプレゼントします。家族そろって秋の下京を歩いてみませんか。

日時 10月23日(土) 午前9時～正午
小雨決行

場所 スタート：下京区役所(午前9時)10時受け付け
ゴール：梅小路公園
前10時30分～正午受付

対象 下京区民
費用 無料
問合せ まちづくり推進課(☎371・7170)

**10月は3R
リサイクル
推進月間です**

めぐるくんの店をご利用ください

市では、簡易包装の推進、再生品の販売、食品トレーや牛乳パックの店頭回収など、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組んでいるお店を「めぐるくんの店」として認定し、広く市民の方々に利用を推奨しています。「めぐるくんの店」をご利用いただき、ごみ減量、リサイクル推進に「協力ください」。

「めぐるくんの店」の取組内容や所在地などを詳しくは、まちづくり推進課や役所で配布している「めぐるくんの店ガイドブック」をご利用ください。

問合せ 市循環社会推進課(☎22・4091)

現在、区内では11件のお店が「めぐるくんの店」として認定されています。

- 株近鉄百貨店京都店(☎361・1111)
- 株大丸京都店(☎211・8111)
- 株高島屋京都店(☎221・8811)
- 株阪急百貨店四条河原町阪急(☎223・2288)
- 株藤井大丸(☎221・8181)
- エビスク七条(☎371・5609)
- アニメール京都伊勢丹(☎352・1111代)
- ジェイアール京都伊勢丹(☎351・3933)
- 株ポロロッカ五条店(☎351・3074代)
- 萬善(☎351・3074代)
- 原田茶具商店(☎351・2608)

税金について知ろう

『税金の歴史』～その5

5月15日号から連載している「税金の歴史」です。今回は、江戸時代についてお話をします。

江戸時代に入っても、検地帳という課税台帳に基づいて年貢をかけるという税の基本的な仕組みは継承されました。中心となるのは田畑の石高に応じて課せられ、米で納められる本産物と呼ばれる年貢で、本年貢とわいわれ、この年貢の税率は幕府が基準を定めていたため大まかに異なり、四公六民(公：年貢として納める。民：自分で使用できる)や五公五民などの税率が定められました。これに対し、山林や河海などの用益や産物などの副業に課せられる雑税や付加税として、小物成といわれる税がありました。

その他にも、商工業者に課せられる運上や冥加などの税がありました。

**第2回 親子で遊ぼう！
下京たんぼっぼ広場**

親子で楽しく遊べるたんぼっぼ広場を開催します。折り紙やお絵かきなどいろいろなコーナーがあります。子育ての専門家による育児・健康相談なども実施しますので、ぜひご参加ください。

日時 10月27日(水) 午前10時～11時30分
場所 元安寧小学校体育館
対象 乳幼児とその保護者
費用・申込み 不要

つながり遊び
自由遊び
コーナー

魚つり
コーナー

お絵かき
コーナー

新聞
びりびり
コーナー

赤ちゃん
コーナー
授乳・健康相談
など

問合せ 下京子ども支援センター
(区役所内/☎371・7219)

**学校歴史博物館の
催し**

学校歴史博物館では、対談と特別展を開催します。皆さん、ぜひお越しください。

特別展
『陶芸家からのおくりもの』
～京都市立学校所蔵の陶磁器～

京都は、近世から続く窯業の歴史をもち、数多くの名工を生み出しました。これらの名工の作品をはじめとして、市立学校には、学区の人々や陶芸家から寄贈された多くの陶磁器が伝わっています。

今回の特別展では、市立学校所蔵の陶磁器の名品を一堂に集め、京都のやきものすばらしさを再確認していただくとともに、陶芸家の学校に寄せる想いなどを紹介します。

期間 10月16日(土)
～平成17年1月18日(火)
午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
休館日：水曜日(祝日の場合は翌日)、12月28日(火)～1月4日(火)
入館料 大人200円/子ども100円
(団体 大人160円/子ども80円)
市内の小・中学生は、土・日曜日無料
展示作家 清水卯一・河井寛次郎・北大路魯山人・六代清水六兵衛・橋部彌式・近藤悠三・宮下善寿・森野嘉光・今井政之・新開寛山 他

対談
『平安京の歴史と文学』を語る

上田正昭学校歴史博物館長と中西進京都市立芸術大学長が「平安京の歴史と文学」をテーマに対談します。

日時 11月21日(日)
午後2時～3時30分
定員 250名 **費用** 無料
申込み 電話にて受付中(先着順)

悪質商法にご注意を！

高齢者を狙うあの手この手

人の心理や弱みに付け込み、巧妙な手段で契約を迫る悪質商法。特に、高齢者の被害は急増しています。老後に不安を抱える高齢者は、「将来への不安」「健康になりた」「一人暮らしで寂しい」などの弱みに付け込まれることが多く注意が必要です。

こんな訪問や手口にご用心

- 「水道局の方から来ました」など公的機関から来たようにかたり、あるいは「無料点検に来ました」と訪問して「住宅設備などを点検した後で、危険な状態です」と参加者の競争意識をあおり、最後に高額な商品を売りつける。
- 「万病に効く」「長生きする」と親切そうに近づいて、高価な健康食品を売りつける。
- 「万病に効く」「長生きする」と親切そうに近づいて、高価な健康食品を売りつける。
- 粗品の引換券などで会場に入ると、誘い、欲しい人は手を挙げてと、いつてタダ同様に日用品を配るなど参加者の競争意識をあおり、最後に高額な商品を売りつける。

健康商法
「万病に効く」「長生きする」と親切そうに近づいて、高価な健康食品を売りつける。

SF(催眠)商法
粗品の引換券などで会場に入ると、誘い、欲しい人は手を挙げてと、いつてタダ同様に日用品を配るなど参加者の競争意識をあおり、最後に高額な商品を売りつける。

悪質業者から身を守るための6つの心得

- ①見知らぬ人の親しんだ訪問や接近に注意し、簡単にドアを開けたり気を許したりしない。
- ②あまり言葉に用心し、うまい話はまず疑う。
- ③預貯金や家族構成などのプライバシーは明かさない。
- ④署名や押印は慎重に行い、契約書は必ず受け取り大切に保管しておく。
- ⑤「結構です」「や、いいです」といったあいまいな言葉は使わず、必要なければキッパリ断る。
- ⑥一人で決める、契約前に家族や身近な人、市民生活センターに相談する。

相手をセイルストロークのプロで、油断をせず引かかります。

十分気を付けましょう。

問合せ 市民生活センター(☎256・0800)

けすぞう君の防災 Q&A

「地域防災ネットワーク」

つたためです。

Q 地域防災ネットワークとは、どのような団体が参加するのですか。

A それぞれの地域事情に応じて、次のような団体が参加しています。

- ・自主防災会(学区)、自主防災部(町内)
- ・女性会、老人会などの地域住民団体
- ・ボランティア活動団体
- ・工場、病院、ホテル、スーパー、ガソリンスタンド、土木建築業、運輸業など、人、空地、水その他震災のときに役立つ器材などを有する事業所

Q 地域防災ネットワークとは、何ですか。

A 地域には、「災害から自分たちのまちを守る」ために、自主防災組織(学区単位の自主防災会、町内会などを単位とする自主防災部)があります。その他にも、女性会や老人会などさまざまな団体がそれぞれの目的をもって活動されています。大地震などの大災害が発生したときには、地域が一体となって災害に立ち向かい、被害を少しでも減らすために力を合わせることが必要です。地域防災ネットワークとは、いざというときのために自主防災組織を中心として、事業所や地域の団体などが普段から防災について行動し、連携しようとするものです。

Q なぜ、地域防災ネットワークが必要なのですか。

A 平成7年に発生した阪神淡路大震災では、多くの人が倒壊した家屋の下敷きになったり、火災による大きな被害が出ましたが、日ごろからの連帯が強い地域では被害を最小限にとどめることができました。このことから、災害が起こったときに大きな力を発揮するには、地域の結束力が大切であることが明らかにな

「地域防災ネットワークづくり」

あなたの家庭、隣近所の方々による連帯の意識づくりから始め、個人レベルのネットワークづくり、更には、自主防災会や市民団体、事業所と結ぶネットワークへと広げて、「災害に強い」地域を築きましょう。

**障害者の有料道路通行料金
割引方法の変更について**

～手続きはお済みですか？～

日本道路公団などが実施している障害者有料道路割引制度の料金所での確認方法が変更されており、以前の障害者有料道路交通料金割引(通行割引証)は、6月以降使用できなくなっています。

割引を受けていただくためには、身体障害者手帳に証明印の押印が必要となります。手続きがお済みでない方は、現在お持ちの身体障害者手帳(電子証明書の交付)を

市民窓口課で開始します

現在、市役所証明書発行コーナーで実施中の公的個人認証サービスを開始します。

このサービスは、インターネットを通じて行政機関などへ申請や届出の手続きを行う場合に、申請者本人であることとを証明する「電子証明書」を交付するものです。

この機会に、歯周病予防について学んでみませんか。

日時 10月29日(金)
午後1時30分～
(受け付け：午後1時)

場所 下京保健所2階 多目的ホール

内容 「口腔の健康と全身の健康」(歯科医師による講話)、「歯磨きポイント」(歯科衛生士による講話)

申込期間 10月25日(月)まで

申込み・問合せ 電話で健康づくり推進課保健係(☎371・7291)まで

歯周病予防教室

口の中の病気である「歯周病」が、糖尿病や心筋梗塞などを引き起こすことが分かってきました。口の中の健康が全身の健康状態を左右するといえます。

**11月1日は
市・府民税第3期分の納期限です。**

*納期限を過ぎますと、延滞金がかかりますので、ご注意ください。

*市税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。

問合せ 市民税課(☎371・7171)

インフルエンザ予防接種を受けましょう

市では予防接種法に基づき、インフルエンザ予防接種を実施します。インフルエンザは、そのシーズンにより流行するウイルスの型が変わりますので、毎年受けていただくことをお勧めします。

期間 11月1日(月)
～平成17年1月31日(月)

場所 指定医療機関(予約制)接種日の当日は、年齢がわかるものが必須です。

対象 ①65歳以上の方
②60歳～64歳で心臓、肝臓若しくは呼吸器の機能またはHIVウイルスによる免疫機能に障害を有する方

費用 千円

生活保護受給者などには、免除制度があります。

問合せ 健康づくり推進課保健係(☎371・7291)または市地域医療課(☎222・3421)

秋の火災予防運動 11月9日(火)～15日(月)